オキシクロザニドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量又は１頭当たり3.4ｇ以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（生後６月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
	かれい目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（生後６月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100ｇ以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が１日平均40%以上の条件におかれる体重100ｇを超えるもの）	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	かれい目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
	ふぐ目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
	くるまえび	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	１日量として体重１kg当たり11mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１１当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚（生後４月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤（２―ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
	鶏	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間又は食用に供する卵の産卵前15日間